

大阪府立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
令和五年三月三十一日

大阪府知事 吉村 洋文

大阪府規則第三十八号

大阪府立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

第一条 大阪府立自然公園条例施行規則（平成十三年大阪府規則第六十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章―第三章（略）</p> <p>第四章 風景地保護協定（第二十三条―第二十八 八条）</p> <p>第五章 雑則（第二十九条―第三十一条）</p> <p>附則</p> <p>（公園事業となる施設の種類）</p> <p>第二条（略）</p> <p>一―五（略）</p> <p>六 他人の用に供する車庫、駐車場、給油施設その他の自動車に燃料又は動力源としての電気を供給するための施設及び昇降機</p> <p>七―十二（略）</p> <p>（公園事業の執行認可の申請）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類（運輸施設に関する公園事業の執行の認可を受けようとする場合にあつては、第四号ロ、第五号及び第九号に掲げる書類を除く。）及び図面を添付しなければならない。ただし、行為の規模が大きいため、第一号から第四号イまでに掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該施設の規模及び構造に応じて適切と認められる縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。</p> <p>一 施設の位置を明らかにした縮尺二万五千分の一程度の地形図</p> <p>二 施設の付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一程度の概況図及びカラー写真</p> <p>三 施設の規模及び構造を明らかにした縮尺千分の一程度の平面図、立面図、断面図及び意匠配色図</p> <p>四（略）</p> <p>イ 木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺千分の一程度の図面</p> <p>ロ（略）</p> <p>五―九（略）</p> <p>3 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第五条第一項ただし書の認可に関し必要がある</p>	<p>目次</p> <p>第一章―第三章（略）</p> <p>第四章 風景地保護協定（第二十三条―第二十七 七条）</p> <p>第五章 雑則（第二十八条―第三十条）</p> <p>附則</p> <p>（公園事業となる施設の種類）</p> <p>第二条（略）</p> <p>一―五（略）</p> <p>六 他人の用に供する車庫、駐車場、給油施設及び昇降機</p> <p>七―十二（略）</p> <p>（公園事業の執行認可の申請）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類（運輸施設に関する公園事業の執行の認可を受けようとする場合にあつては、第四号ロ、第五号及び第九号に掲げる書類を除く。）及び図面を添付しなければならない。</p> <p>一 施設の位置を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図</p> <p>二 施設の付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及びカラー写真</p> <p>三 施設の規模及び構造を明らかにした縮尺千分の一以上の平面図、立面図、断面図、構造図、意匠配色図及び給排水計画図</p> <p>四（略）</p> <p>イ 木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺千分の一以上の図面</p> <p>ロ（略）</p> <p>五―九（略）</p>

ると認めるときは、当該認可を受けようとする者に対し、縮尺千分の一程度の構造図、給排水計画図その他の必要な書類又は図面の提出を求めることがある。

(施設の変更等の承認)

第六条 (略)

2 | 4 (略)

5| 知事は、第三項に定めるもののほか、第一項の承認に關し必要があると認めるときは、当該承認を受けようとする者に対し、縮尺千分の一程度の構造図、給排水計画図その他の必要な書類又は図面の提出を求めることがある。

(地位の承継)
第八条 (略)

2 (略)

3 (略)

一 (略)

二 譲渡人が現に公園事業者でない法人である場合にあつては、定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書

三 (略)

四 第三条第二項第一号、第二号、第八号及び第九号に掲げる書類

五 第二条第三号に掲げる宿舍に關する公園事業であつて、譲渡人が譲り受けた後に特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けるものにあつては、当該仕組み及び当該事業の執行による自然公園の保護又は利用の増進の内容を明らかにした書類

4 (略)

(地方公共団体の行う公園事業)
第十二条 第三条から第八条まで(第三条第二項第六号及び第七号並びに第八条第三項第二号及び第三号を除く。)及び第十条(第二項第三号を除く。)の規定は、条例第五条第一項ただし書の規定により地方公共団体が行う公園事業について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第三条第一項各号列記以外の部分	(略)	(略)
第三条第一項第一号	申請者	協議をしようとする者
(略)	(略)	(略)
第三条第二項	(略)	(略)
第三条第三項	の認可	の規定による協議
	当該認可を受けよう	当該協議をしよう
(略)	(略)	(略)
第六条第二項各号列記	(略)	(略)

(施設の変更等の承認)
第六条 (略)

2 | 4 (略)

(地位の承継)
第八条 (略)

2 (略)

3 (略)

一 (略)

二 譲渡人が現に公園事業者でない法人である場合にあつては、定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書

三 (略)

4 (略)

(地方公共団体の行う公園事業)
第十二条 第三条から第八条まで及び第十条の規定は、条例第五条第一項ただし書の規定により地方公共団体が行う公園事業について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第三条第一項各号列記以外の部分	(略)	(略)
第三条第二項	(略)	(略)
第六条第二項	(略)	(略)

以外の部分		第六条第二項第一号	申請者	協議をしようとする者
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第六条第四項	(略)	(略)	(略)	(略)
第六条第五項	の承認	当該承認を受けよう	当該協議による協議	当該協議をしよう
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第八條第二項	(略)	(略)	(略)	(略)
第八條第三項	申請書	届出書		
第十條第一項第一号	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	認可を受け	協議をした		
(略)	(略)	(略)		

(特別地域内における行為の許可の申請)
第十四条 (略)

2 前項の特別地域内行為許可申請書には、次に掲げる図面及び書類を添付しなければならない。ただし、行為の規模が大きいため、第一号から第四号までに掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該行為の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に替えることができる。

- 一 行為の場所を明らかにした縮尺二万五千分の地形図
- 二 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一程度の概況図及びカラー写真
- 三 行為の施行方法を明らかにした縮尺千分の一程度の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
- 四 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺千分の一程度の図面
- 五 (略)

第二十六条 (略)

(公園管理団体となることができる法人)
第二十七条 条例第十八条第一項の規則で定める法人は、会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第一号に規定する会社(以下「会社」という。)又は森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)に規定する森林組合(以下「森林組合」という。)とする。

(公園管理団体の指定基準)
第二十八条 (略)

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第六條第四項	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第八條第二項	(略)	(略)	(略)	(略)
第十條第一項第一号	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(特別地域内における行為の許可の申請)
第十四条 (略)

2 前項の特別地域内行為許可申請書には、次に掲げる図面及び書類を添付しなければならない。

- 一 行為の場所を明らかにした縮尺五万分の地形図
- 二 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及びカラー写真
- 三 行為の施行方法を明らかにした縮尺千分の一以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
- 四 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺千分の一以上の図面
- 五 (略)

第二十六条 (略)

(公園管理団体の指定基準)
第二十七条 (略)

二 自然環境に関する科学的知見を有していることその他条例第十九条第一項各号及び第二項各号に掲げる業務(同項各号に掲げる業務にあつては、当該公園管理団体の業務として行うものに限る。以下同じ。)を適正かつ確実に行うことができる技術的な基礎を有するものであること。

三 十分な活動実績を有していることその他条例第十九条第一項各号及び第二項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる人員及び財政的基礎を有するものであること。

四 条例第十九条一項各号及び第二項各号に掲げる業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

五 会社又は森林組合にあつては、自然公園の植生の保全その他の自然の風景地の保護に資する活動又は主として歩行者の通行の用に供する道路その他の施設の補修その他の維持管理に係る実績を有すること。

第二十九条―第三十一条 (略)

二 自然環境に関する科学的知見を有していることその他条例第十九条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる技術的な基礎を有するものであること。

三 十分な活動実績を有していることその他条例第十九条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる人員及び財政的基礎を有するものであること。

四 営利を目的としないことその他条例第十九条各号に掲げる業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

第二十八条―第三十条 (略)

第二条 大阪府立自然公園条例施行規則の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章・第二章 (略)</p> <p>第三章 保護及び利用 (第十三条―第二十三条)</p> <p>第四章 風景地保護協定 (第二十四条―第二十九条)</p> <p>第五章 雑則 (第三十条―第三十二条)</p> <p>附則</p> <p>第十三条 (略)</p> <p>(特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為)</p> <p>第十三条の二 条例第六条第三項第十二号の規則で定める行為は、知事が指定する道路(主として歩行者の通行の用に供するものであって、舗装がされていないものに限る。)において車馬を使用することとする。</p> <p>(特別地域内の行為の許可基準)</p> <p>第十五条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>一―五 (略)</p> <p>六 総建築面積(同一敷地内にある全ての建築物の建築面積(建築物の地上部分の水平投影面積をいう。以下この項において同じ。))の合計をいう。第六項第二号において同じ。)</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章 (略)</p> <p>第三章 保護及び利用 (第十三条―第二十二条)</p> <p>第四章 風景地保護協定 (第二十三条―第二十八条)</p> <p>第五章 雑則 (第二十九条―第三十一条)</p> <p>附則</p> <p>第十三条 (略)</p> <p>(特別地域内の行為の許可基準)</p> <p>第十五条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>一―五 (略)</p> <p>六 総建築面積(同一敷地内にある全ての建築物の建築面積(建築物の地上部分の水平投影面積をいう。以下この項において同じ。))の合計をいう。第六項第二号において同じ。)</p>

の敷地面積に対する割合及び総延べ面積（同一敷地内にある全ての建築物の延べ面積）（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号に掲げる延べ面積をいう。以下同じ。）の合計をいう。以下同じ。）の敷地面積に対する割合が、次の表の上欄に掲げる地域の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりであること。

七十一 (略)

5 | 9 (略)

10 (略)

一 (略)

二 申請に係る場所が、条例第六条第三項の許可を受けて木竹の伐採が行われた後、五年を経過していない場所でないこと。ただし、木竹の伐採が僅少である場合は、この限りでない。

三十一 (略)

11 条例第六条第三項第一号に掲げる行為（風力発電施設の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、第一項第五号及び第六号並びに前項第二号、第八号及び第十号に掲げる基準並びに次に掲げる基準のいずれにも適合することとする。

一 (略)

二 野生動植物の生息又は生育上その他の風致の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。

12 条例第六条第三項第一号に掲げる行為（太陽光発電施設の新築、改築又は増築であつて、土地に定着させるものに限る。）に係る許可基準は、第一項第五号及び第六号、第十項第二号及び第八号並びに前項第二号に掲げる基準並びに次に掲げる基準のいずれにも適合することとする。

一 (略)

二 第四項第七号、第九号及び第十号並びに第十項第十号に掲げる基準のいずれにも適合すること。ただし、同一敷地内の太陽光発電施設の地上部分の水平投影面積の和が二千平方メートル以下であつて、次に掲げる基準のいずれかに適合する太陽光発電施設の新築、改築又は増築にあつては、この限りでない。

イ一八 (略)

三・四 (略)

13 (略)

一・二 (略)

三 照明装置を用いて特別地域内の森林又は河川その他の自然物について照明を行うものについては、次に掲げる基準に適合すること。ただし、学術研究その他公益上必要と認められるもの又は病虫害の防除のために行われるものは、この限りでない。

イ 色彩及び形態がその周辺の風致と著しく不調和でないこと。

ロ 期間及び時間が必要最小限であると認められるものであること。

の敷地面積に対する割合及び総延べ面積（同一敷地内にある全ての建築物の延べ面積）（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号に掲げる延べ面積をいう。以下同じ。）の合計をいう。以下同じ。）の敷地面積に対する割合が、次の表の上欄に掲げる地域の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりであること。

七十一 (略)

5 | 9 (略)

10 (略)

一 (略)

二 申請に係る場所が、条例第六条第三項の許可を受けて木竹の伐採が行われた後、五年を経過していない場所でないこと。ただし、木竹の伐採が僅少である場合は、この限りでない。

三十一 (略)

11 条例第六条第三項第一号に掲げる行為（風力発電施設の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、第一項第五号及び第六号並びに前項第七号及び第九号に掲げる基準並びに次に掲げる基準のいずれにも適合することとする。

一 (略)

二 野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。

12 条例第六条第三項第一号に掲げる行為（太陽光発電施設の新築、改築又は増築であつて、土地に定着させるものに限る。）に係る許可基準は、第一項第五号及び第六号、第十項第七号及び第八号並びに前項第二号に掲げる基準並びに次に掲げる基準のいずれにも適合することとする。

一 (略)

二 第四項第七号、第九号及び第十号並びに第十項第九号に掲げる基準のいずれにも適合すること。ただし、同一敷地内の太陽光発電施設の地上部分の水平投影面積の和が二千平方メートル以下であつて、次に掲げる基準のいずれかに適合する太陽光発電施設の新築、改築又は増築にあつては、この限りでない。

イ一八 (略)

三・四 (略)

13 (略)

一・二 (略)

ハ 当該照明を行う範囲が必要最小限と認められるものであること。
ニ 動光又は点滅を伴うものでないこと。
ホ 野生動植物の生息又は生育上その他の風致の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。

19 14
18 (略)

一 (略)

イ一ハ (略)

ニ 光源を用いる広告物等にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

- (1) 照明の範囲が必要最小限であると認められるものであること。
- (2) 期間及び時間が必要最小限であると認められるものであること。
- (3) 動光又は点滅を伴うものでないこと。

ホ (略)

二 店舗、事務所、営業所、住宅、別荘、保養所その他の建築物又は事業を行つている場所へ誘導するために行われるものにあつては、前号ニ及びホに掲げる基準並びに次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ一ホ (略)

三 指導標、案内板その他の当該広告物等の存する地域の地理若しくは自然を案内し、若しくは解説するもの又は当該地域と密接な関係を持つ歴史上の事件若しくは文学作品等について当該地域との関わりを紹介するために行われるものにあつては、当該広告物等が第一号ニ及びホ並びに前号ニに掲げる基準並びに次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ一ハ (略)

四 広告物等としての機能を有するベンチ、くず箱等の簡易な物を設置するものにあつては、当該広告物等が第一号ホ及び前号ハに掲げる基準並びに次に掲げる基準のいずれにも適合することであること。

イ一ハ (略)

五 (略)

22 20
21 (略)
条例第六条第三項第八号に掲げる行為に係る許可基準は、次に掲げる基準のいずれにも適合することとする。

一 (略)

二 集団的に建築物その他の工作物を設置する敷地を造成するために行われるものでないこと。

三 一八 (略)

23 24
二四 (略)

25 第十三条の二に規定する行為に係る許可基準は、次のいずれかに適合することとする。

一 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる行為であつて、次に掲げる基準のいずれ

ニ 光源を用いる広告物等にあつては、光源を内蔵するものにあつては、表示面が白色系のものであること。

19 14
18 (略)

一 (略)

イ一ハ (略)

ホ 動光又は光の点滅を伴うものでないこと。
二 店舗、事務所、営業所、住宅、別荘、保養所その他の建築物又は事業を行つている場所へ誘導するために行われるものにあつては、前号ニからハまでに掲げる基準及び次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ一ホ (略)

三 指導標、案内板その他の当該広告物等の存する地域の地理若しくは自然を案内し、若しくは解説するもの又は当該地域と密接な関係を持つ歴史上の事件若しくは文学作品等について当該地域との関わりを紹介するために行われるものにあつては、当該広告物等が第一号ニからハまで及び前号ニに掲げる基準並びに次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ一ハ (略)

四 広告物等としての機能を有するベンチ、くず箱等の簡易な物を設置するものにあつては、当該広告物等が第一号ハ及び前号ハに掲げる基準並びに次に掲げる基準のいずれにも適合することであること。

イ一ハ (略)

五 (略)

22 20
21 (略)
条例第六条第三項第八号に掲げる行為に係る許可基準は、次に掲げる基準のいずれにも適合することとする。

一 (略)

二 集団的に建築物その他の工作物を設置する敷地を造成するためその他土地を階段状に造成するために行われるものでないこと。

三 一八 (略)

23 24
二四 (略)

かに適合するものであること。
イ 学術研究その他公益上必要と認められるのであること。

ロ 野生動植物の生息又は生育上その他の風致の維持上支障を及ぼすおそれがないものであること。

二 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるものであること。

26

(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)
第十九条 (略)

一―三 (略)

四 道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から二十メートル以上の距離にあり、かつ、その水平投影面積が千平方メートル以下である炭がま、炭焼小屋、伐木小屋、造林小屋、畜舎、納屋、肥料だめ等を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築にあつては、改築又は増築後において、その水平投影面積が千平方メートル以下であるものに限る。)

五 (略)

六 条例第六条第三項の許可を受けた行為又は前各号及び次号から第八十四号までに掲げる行為を行うために必要な工用の仮工作物(畜舎を除く。)を新築し、改築し、又は増築すること。

七―十四 (略)

十五 野生鳥獣の保護増殖のための巣箱、給餌台、給水台等を設置すること。

十六―十八 (略)

十九 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第二条第四号に規定する無線設備を改築し、又は増築(新たに増築する無線設備の高さが、既存の無線設備の高さ又はそれが附帯する工作物の高さのうちいずれか高い方の位置を超えないものに限り、かつ、増築部分の最高部と最低部の高さの差が二メートル以下であるものに限る。)すること。

二十 既存の電線、電話線又は通信ケーブル(以下「電線等」という。)を改築すること又は既存の電線等に沿って電線等を新築若しくは増築すること(既存の電線等の色彩と同等と認められるものに限る。)

二十一 既存の電線等に附帯する工作物を新築、改築又は増築すること(既存の電線等の色彩と同等と認められるものに限る。)

二十二 変圧器その他の電柱に附帯する設備を改築又は増築すること(当該電柱の高さを超えないものに限る。)

二十三 支持物から他の支持物を経ずに需要場所の引込口に至る電線、電話線及び通信ケーブル並びに引込みに要する設備を設置すること。

25

(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)
第十九条 (略)

一―三 (略)

四 道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から二十メートル以上の距離にある場所~~で~~炭がま、炭焼小屋、伐木小屋、造林小屋、畜舎、納屋、肥料だめ等を新築し、改築し、又は増築すること。

五 (略)

六 条例第六条第三項の許可を受けた行為又は前各号及び次号から第五十五号までに掲げる行為を行うために必要な工用の仮工作物(畜舎を除く。)を新築し、改築し、又は増築すること。

七―十四 (略)

十五 巣箱、給餌台、給水台等を設置すること。

十六―十八 (略)

十九 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第二条第四号に規定する無線設備を改築し、又は増築(新たに増築する無線設備の高さが、既存の無線設備の高さ又はそれが付帯する工作物の高さのうちいずれか高い方の位置を超えないものに限る。)すること。

二十 既存の電線、電話線又は通信ケーブルを既存の規模を超えない範囲(径の変更を除く。)で張り替えること(色彩の変更を伴わないものに限る。)

二十一 電柱に附帯する変圧器を既存の規模を超えない範囲で交換すること。

二十二 支持物から他の支持物を経ずに需要場所の引込口に至る電線、電話線及び通信ケーブルを設置すること。

二十三 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)第四十七条第一項に規定する認定保護増殖事業等(以下この条において「認定保護増

二十四 野生鳥獣による人、家畜、農作物、森林又は生態系に対する被害を防ぐためにカメラを設置し、又は柵、金網その他必要な施設（その高さが三メートルを超えない施設に限る。）を新築し、改築し、若しくは増築すること。

二十五 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第二条第一項に規定する特定外来生物（以下この条において「特定外来生物」という。）の防除又は保安の目的で、カメラを設置すること。

二十六 知事が指定する地域以外の地域において既存の建築物の屋根面に太陽光発電施設（当該施設の色彩及び形態が、自然公園の風致の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして、知事が指定する色彩及び形態であるものに限る。）を設置すること。

二十七 府が自然公園の保護又は適正な利用の推進のために人の立入りを防止するための柵又は当該自然公園の利用者数を計測するための機器その他の仮設の工作物（高さが三メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が三平方メートル以下であるものに限る。）を新築し、改築し、又は増築すること。

二十八 (略)

二十九 自家用のために木竹（条例第六条第三項第九号の知事が指定する植物（以下「採取等規制植物」という。）であるものを除く。）を択伐（塊状択伐を除く。）すること。

三十 生業の維持のため、必要な範囲内で竹（高さが五十センチメートル以内のものに限る。）を伐採すること。

三十一 施設又は設備の維持管理を行うために必要な範囲内で竹（高さが三メートル以内のものに限る。）を伐採すること。

三十二・三十三 (略)

三十四 森林の保育のために下刈りし、つる切りし、又は間伐すること。

三十五 電線路の維持に必要な範囲内で木竹を伐採すること。

三十六 道路（主として歩行者の通行の用に供するものを除く。）、鉄道又は軌道の交通の障害となる木竹を伐採すること。

三十七 (略)

三十八 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で竹又はかん木を伐採すること。

三十九 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で竹又はかん木を伐採すること。

四十一・四十八 (略)

四十九 森林又は野生動植物の保護管理のための標識を掲出し、又は設置すること。

五十 (略)

「殖事業等」という。）の実施のために必要な工作物を設置すること。

二十四 野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐためにカメラを設置し、又は柵、金網その他必要な施設（その高さが三メートルを超えない施設に限る。）を新築し、改築し、若しくは増築すること。

二十五 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第二条第一項に規定する特定外来生物（以下この条において「特定外来生物」という。）の防除の目的で、カメラを設置すること。

二十六 (略)

二十七 自家用のために木竹を択伐（塊状択伐を除く。）すること。

二十八・二十九 (略)

三十 森林の保育又は電線路の維持のために下刈りし、つる切りし、又は間伐すること。

三十一 (略)

三十二 認定保護増殖事業等の実施のために木竹を伐採すること。

三十三 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採すること。

三十四・四十二 (略)

四十三 森林の保護管理又は野生鳥獣の保護増殖のための標識を掲出し、又は設置すること。

四十四 (略)

四十五 認定保護増殖事業等の実施のために標識その他これに類するものを掲出し、若し

くは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。

四十六―五十六 (略)

五十七 宅地内にある植物で、条例第六条第三項第九号の規定により知事が指定するものを採取し、又は損傷すること。

五十八 認定保護増殖事業等の実施のために条例第六条第三項第九号の規定により知事が指定する植物を採取し、又は損傷すること。

六十三 農業を営むために必要な範囲内で採取等規制植物を損傷すること。

六十四 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で採取等規制植物を損傷すること。

六十五 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で当該採取等規制植物を損傷すること。

六十六 国、地方公共団体又は特定外来生物の防除を目的とする催し(国又は地方公共団体が実施するものであつて、あらかじめ、その内容及び実施期間を記載した書面が、知事に提出されたものに限る。第六十八号において同じ。)に参加した者が、特定外来生物である植物(木竹を除く。)を採取し、又は損傷すること。

六十七 (略)

六十八 国、地方公共団体又は特定外来生物の防除を目的とする催しに参加した者が、特定外来生物である動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

五十九 (略)

六十 認定保護増殖事業等の実施のために条例第六条第三項第十号の規定により知事が指定する動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

六十一 自然公園において鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第九条第一項の規定による知事の許可に係る鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

六十二 (略)

六十三 魚介類を捕獲し、又は殺傷すること。
六十四―六十九 (略)

六十九 (略)

七十一―七十五 (略)

七十六 公園管理団体が行う条例第十九条第一項各号及び第二項各号に掲げる業務のために必要な行為であつて、その行為の内容及び実施期間を記載した書面が十四日前までに知事に提出されたものを行うこと。

七十七 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)第十条第一項の規定による環境大臣の許可に係る行為として、条例第六条第三項各号に掲げるものを行うこと。

七十八 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第四十七条第一項に規定する認定保護増殖事業等の実施のために必要な行為として、条例第六条第三項各号に掲げるものを行うこと。

七十九 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除の実施のために必要な行為として、条例第六条第三項各号に掲げるものを行うこと。

八十 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八

号)第二十八条の二第一項から第五項までの規定による保全事業の実施のために必要な行為として、条例第六条第三項各号に掲げるものを行うこと。

八十一 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第九条第一項の規定による知事の許可に係る行為として、条例第六条第三項各号に掲げるものを行うこと。

八十二 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第十四条の二第一項に規定する指定管理鳥獣捕獲等事業による指定管理鳥獣の捕獲に伴う行為として、条例第六条第三項各号に掲げるものを行うこと。

八十三・八十四 (略)

(工作物の基準)
第二十一条 (略)

一 建築物 高さ十三メートル又は延べ面積
二 千平方メートル
二一九 (略)

(普通地域内における届出を要しない行為)
第二十二条 (略)

一 第十九条第一号から第二十七号まで、第四十一号から第五十一号まで、第七十号、第七十一号及び第七十六号から第八十二号までに掲げる行為

二 (略)

三 地表から一メートル以下の高さで、広告物等(表示面の面積が一平方メートル以下であるものに限る。)を設置すること(同一敷地内又は同一場所内における広告物等の表示面の面積の合計が五平方メートル以下の場合に限る。)

四 一三 (略)

十四 第九号から前号までに掲げるもののほか、土地の形状を変更することであって、その面積が二百平方メートルを超えず、かつ、高さが五メートルを超える法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの

十五 一七 (略)

十八 前条各号に定める基準を超える工作物の新築、改築又は増築(改築又は増築後において同号に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)以外の工作物の新築、改築又は増築に附帯する行為

(野生動物の生態に影響を及ぼす行為)

第二十三条 条例第十一条第三号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 野生動物(条例第十一条第三号に規定する野生動物をいう。次号において同じ。)

七十一・七十一 (略)

(工作物の基準)
第二十一条 (略)

一 建築物 高さ十三メートル又は延べ床面積
二 千平方メートル
二一九 (略)

(普通地域内における届出を要しない行為)
第二十二条 (略)

一 第十九条第一号から第二十五号まで、第三十五号から第四十六号まで、第六十四号及び第六十五号に掲げる行為

二 (略)

三 一三 (略)

十三 前条に規定する基準を超える工作物の新築、改築又は増築(改築又は増築後において当該基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)以外の工作物の新築、改築又は増築を行うために、当該新築、改築又は増築を行う土地の区域内において土地の形状を変更すること。

十四 第八号から前号までに掲げるもののほか、土地の形状を変更することであって、その面積が二百平方メートルを超えず、かつ、高さが五メートルを超える法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの

十五 一七 (略)

様式第1号（第14条関係）

特別地域内行為許可申請書 (略)	
行為の種類	(該当する番号を○で囲むこと。) 1 工作物の新築、改築又は増築 2 木竹の伐採 3 鉱物の採掘又は土石の採取 4 水位又は水量の増減 5 広告物等の掲出等 6 水面の埋立て又は干拓 7 物の集積又は貯蔵 8 土地の形状の変更 9 高山植物等の採取又は損傷 10 動物の捕獲若しくは殺傷又は卵の採取若しくは損傷 11 色彩の変更 <u>12 指定道路における車馬の使用</u>
(略)	(略)
(注1)	(略)

第二十四条―第三十二条 (略)

第四章 (略)

二 餌を与えること。
一 野生動物に著しく接近し、又はつきまとうこと。

様式第1号（第14条関係）

特別地域内行為許可申請書 (略)	
行為の種類	(該当する番号を○で囲むこと。) 1 工作物の新築、改築又は増築 2 木竹の伐採 3 鉱物の採掘又は土石の採取 4 水位又は水量の増減 5 広告物等の掲出等 6 水面の埋立て又は干拓 7 物の集積又は貯蔵 8 土地の形状の変更 9 高山植物等の採取又は損傷 10 動物の捕獲若しくは殺傷又は卵の採取若しくは損傷 11 色彩の変更
(略)	(略)
(注1)	(略)

第二十三条―第三十一条 (略)

第四章 (略)

様式第4号（第18条関係）

特別地域内行為既着手届出書
(略)

大阪府立自然公園の特別地域の指定（拡張）時に行為に着手していた土石その他の物の指定時に当該物を集積又は貯蔵していた道路の指定時に車馬を使用していた非常災害のための応急措置を行った

ので、大阪府立自然公園条例 第6条第6項 第6条第7項 により、次のとおり届け出ます。

(略)

(注) 「(大阪府立自然公園の特別地域の指定（拡張）時に行為に着手していた・土石その他の物の指定時に当該物を集積又は貯蔵していた・道路の指定時に車馬を使用していた・非常災害のための応急措置を行った)」のいずれかに○をつけてください。

(略)	(略)
11 色彩の変更	(略)
<u>12 指定道路における車馬の使用</u>	<u>1 車馬の種類及び数</u> <u>2 使用する範囲及び面積</u> <u>3 使用の方法</u>
(注2)	(略)

様式第4号（第18条関係）

特別地域内行為既着手届出書
(略)

大阪府立自然公園の特別地域の指定（拡張）時に行為に着手していた土石その他の物の指定時に当該物を集積又は貯蔵していた

非常災害のための応急措置を行った

ので、大阪府立自然公園条例 第6条第6項 第6条第7項 により、次のとおり届け出ます。

(略)

(注) 「(大阪府立自然公園の特別地域の指定（拡張）時に行為に着手していた・土石その他の物の指定時に当該物を集積又は貯蔵していた・非常災害のための応急措置を行った)」のいずれかに○をつけてください。

(略)	(略)
11 色彩の変更	(略)
(注2)	(略)

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年七月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、同年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に第二条の規定による改正前の大阪府立自然公園条例施行規則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている申請書は、改正後の大阪府立自然公園条例施行規則（以下「新規則」という。）の様式により提出されたものとみなす。

3 旧規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、新規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

4 新規則第十五条の規定は、この規則の施行の日以後にされる大阪府立自然公園条例（平成十三年大阪府条例第六号）第六条第三項の許可の申請について適用し、同日前にされた同項の許可の申請については、なお従前の例による。